

生ごみ処理機補助金制度

家庭から出る燃えるごみの約4割は生ごみです。市は、生ごみの減量化と資源化をより推進するため、今年度から家庭用生ごみ処理機の補助金額を引き上げ、新たに大型生ごみ処理機の設置に対する補助を開始しました。

補助制度を利用の際は、必ず購入前に申請してください。

限度額を3万円に拡大 家庭用生ごみ処理機

対象

市内に住所を有する人

補助金額

購入金額の2分の1に相当する金額(最大3万円)

平成20年4月開始 大型生ごみ処理機

対象

おおむね50世帯以上の一般家庭で構成される市内の自治会、マンション管理組合など
同一事業を1年以上継続して行い、「富士市事業系一般廃棄物減量化等に関する指導要綱」第2条に定める市内の事業者で、かつ事業系一般廃棄物減量化等計画書を提出した事業者
その他市長が必要と認めた団体・事業者

補助金額

大型生ごみ処理機本体の購入・設置費用の2分の1に相当する金額(最大200万円)

申請に必要な書類

- 購入・設置前に交付申請書
- 見積書
- 仕様がわかるカタログなど
- 事業計画書
- 設置場所の案内図及び配置図
- 市長が必要と認める書類
- は大型生ごみ処理機申請の場合のみ必要です。
- 購入・設置後に完了報告書
- 領収書の写し
- 口座振替申請書
- 設置前及び設置後の写真(大型生ごみ処理機申請の場合)

問い合わせ

廃棄物対策課

TEL (55) 2769 FAX (51) 0522

URL <http://fujishi.jp/cityhall/kankyo-b/gomigomi/>

頑張る企業の皆さんを応援します

一部を改正して平成25年3月31日まで延長します

資金調達を応援!!

小規模企業者貸付資金利子補給制度

小規模企業者の経営を支援する制度です。事業に必要な運転資金を金融機関から借り入れる場合に、長期かつ低金利で利用することができます。

対象

従業員が20人(商業・サービス業は5人)以下の法人または個人で、市内に店舗・工場または事業所を所有している人
市内で1年以上継続して同一事業を営んでいる人
納期が到来した市税を完納している人

資金用途 事業資金

融資限度額 1,250万円(すべての信用保証協会の保証付既借入金残高との合計)

融資期間 10年以内

貸付利率 1.5%

申し込み先 市内の取扱金融機関

金融機関や信用保証協会の審査によっては、融資を受けられない場合もあります。

事業規模の拡大を応援!!

企業立地促進奨励金制度

市内で事業規模の拡大を目的として、工場などの新設・増設、移設を行う企業が、最大で13億5,000万円の奨励金を受けることができます。

奨励金の内容

種類	奨励金の金額	限度額
設置奨励金	新設などで新規に取得及び借借した建物、機械設備に係る固定資産税・都市計画税相当額(5年間または3年間)	各年度2億円
用地取得奨励金	事業用地の購入に要した費用の金額の15% 物流関連事業は10%(初年度)	3億円
雇用奨励金	市内に住所を有する新規雇用者1人につき50万円 障害者は100万円(初年度)	5,000万円

指定要件

対象業種	投下固定資産総額			新規雇用者	用地取得奨励金がプラスされる要件
	小企業者	中企業者	左以外の人		
製造事業	5,000万円以上	1億円以上	3億円以上	1人以上	1,000㎡以上
物流関連事業	1億円以上				
特定サービス業	3,000万円以上	1億円以上	300㎡以上		

青字は改正点。新設などの工事で手日までに申請してください。

工業振興課

TEL 55-2906

FAX 51-1997

E-mail sy-kougyou@div.city.fuji.shizuoka.jp